

ニ 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。ヘ及び次号において同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第二十四條第四項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条及び次条第一項第四号において同じ。）の百分の五十を超える議決権（法第二十四條第四項前段に規定する議決権をいう。以下この条及び同号において同じ。）を有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）

ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

チ トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ 当該同一人自身、次に掲げる会社（第六項において「合算会社」という。）又はホ若しくはヘに掲げる者（ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。（４）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。）

（１） 当該同一人自身の子会社

（２） 当該同一人自身を子会社とする会社

（３） （２）に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び（１）又は（２）に掲げる会社に該当するものを除く。）

（４） ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び（２）に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

ニ 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者
イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）

二 前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。
一 他の法人等の財務及び事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）の若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）この場合において、実質親法人等及びその若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又は

その合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

四 第一項第一号及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

五 法第二十四條第五項の規定は、第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

六 第一項第一号に掲げる者及び同項第二号ロに掲げる者は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

七 法第五十八條第一項本文の信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 貸出金として主務省令で定めるもの
二 債務の保証として主務省令で定めるもの
三 出資として主務省令で定めるもの
四 前三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの

八 法第五十八條第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、同一人（同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第四号及び第十項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、法第五十八條第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五とする。

九 法第五十八條第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。
一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び次項において「債務者等」という。）であつて次号及び第三号の規定に該当するもの

二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第一項第八号に規定する一般送配電事業その他の主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業を行つてゐる債務者等に対して、農林中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 法第八條に規定する組合その他の団体の発達を図るため必要な施設を行う債務者等（役員が主たる出資者となつてゐるもので主務省令で定めるものに限る。）に対して、農林中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、役員等その他の団体の発達に支障を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば農林中央金庫又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

法第五十八條第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

四 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

五 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

以上のものの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、農林中央金庫が当該債務者等に対して法第五十八條第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第一項第八号に規定する一般送配電事業その他の主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業を行つてゐる債務者等に対して、農林中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 法第八條に規定する組合その他の団体の発達を図るため必要な施設を行う債務者等（役員が主たる出資者となつてゐるもので主務省令で定めるものに限る。）に対して、農林中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、役員等その他の団体の発達に支障を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば農林中央金庫又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

法第五十八條第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

四 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

五 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

六 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

七 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八條第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなかつたこととすれば、当該債務者等の事業の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 農林中央金庫が新たに子会社等を有することとなることにより、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 前項第二号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないうこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 前項第三号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないうこととすれば、会員である組合その他の団体の発達に支障を生ずるおそれがあること。

五 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

六 前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないうこととすれば農林中央金庫及びその子会社等若しくは農林中央金庫の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

11 法第五十八條第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に掲げる法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 特別の法律により設立された法人（前二号に掲げる法人を除く。）で法第八条に規定す

る組合その他の団体の発達を図るため必要な施設を行うものうち、主務大臣の定めるもの

四 日本銀行

五 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

12 法第五十八條第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（農林中央金庫の特定関係者）

第八條 法第五十九條本文の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 農林中央金庫の子会社（法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等

二 農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）並びに農林中央金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

三 農林中央金庫代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（農林中央金庫及び前二号に掲げる者を除く。）

四 農林中央金庫代理業者（個人に限る。以下この号において「個人農林中央金庫代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人農林中央金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人農林中央金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

子法人等及び関連法人等（前各号に掲げる者を除く。）

2 前項第三号に規定する「親法人等」とは、他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、同項に規定する「子法人等」とは、同号に規定する親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及びその子法人等又は当該親法人等の子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与え得ることとができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（子金融機関等の範囲）

第八條の二 法第五十九條の二の二第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（農林中央金庫代理業者を除く。）とする。

一 農林中央金庫の子法人等

二 農林中央金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。）

三 法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業者を営む者（前二号に掲げる者を除く。）

四 農林中央金庫の再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合（法第五十九條の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。）

一 第四十四条各号に掲げる者

二 前項第四号に掲げる者

三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第五項に規定する特例業務届出者

四 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者

五 金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法

によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）、保険業法（平成七年法律第五十五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

六 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（銀行、金融商品取引業者並びに第一号及び前三号に掲げる者を除く。）

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第九條 農林中央金庫は、法第五十九條の三又は第五十九條の七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法による電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第十條 農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法

第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法

三十四条の第三項(準用金融商品取引法第三十四條の第四項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四條の第二十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四條の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十一条 準用金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定預金等契約(法第五十九條の三に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二條第十四項に規定する金融商品市場をいう。第四十六條第二号において同じ。)における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

(特定預金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第十二条 法第五十九條の三の規定により金融商品取引法第三十四條、第三十七條第一項第一号及び第三十七條の第三項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四條中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二項第三号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替へるものとする。

第三十一項第四号」とあるのは「第二項第三号第一項第四号」と、同法第三十七條第一項第一号及び第三十七條の第三項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替へるものとする。

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第十二條の二 法第五十九條の七の規定により金融商品取引法第三十四條、第三十七條第一項第一号及び第三十七條の第三項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四條中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二項第三十一項第四号」と、同法第三十七條第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替へるものとする。

(資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者)

第十二條の三 法第五十九條の八において準用する銀行法第五十二條の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 所属外国銀行(法第五十九條の四第一項に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。)の発行済株式の総数又は出資の総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)を保有している者

二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者

三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

(外国銀行代理業務について銀行法を準用する場合の読替え)

第十二條の四 法第五十九條の八の規定により銀行法を準用する場合においては、同法第五十二條の四の十第一項を除く。の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「特定預金

第五十二條電磁的記録の二の六第二項	電磁的方法	電磁的記録(農林中央金庫法第十九條の第二項第二号に規定する電磁的記録をいう。)	電磁的方法(同法第十三條第四項に規定する電磁的方法をいう。)
第五十二條營業所又は事務所の四十第一務所	事務所		
第五十二條第二項各号に掲げ九條の四第一項に規定する行為(以下この章において「銀行代理業務」という。)	銀行代理業務	銀行代理業務	銀行代理業務
第五十二條商号	名称又は商号		
第五十二條第四十四第一項	銀行代理行為	銀行代理行為	銀行代理行為
第五十二條第四十四第二項	銀行代理行為	銀行代理行為	銀行代理行為
第五十二條第四十五の二	農林中央金庫法第五十九條の七		
銀行代理行為	銀行代理行為	銀行代理行為	銀行代理行為

等契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九條の三に規定する特定預金等契約」と読み替へるほか、次の表の左欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

読み替へる読み替へられ読み替へる字句
銀行法の規字句

第五十二條電磁的記録の二の六第二項
電磁的方法
電磁的記録(農林中央金庫法第十九條の第二項第二号に規定する電磁的記録をいう。)

電磁的方法
電磁的方法(同法第十三條第四項に規定する電磁的方法をいう。)

第五十二條營業所又は事務所の四十第一務所
事務所

第五十二條第二項各号に掲げ九條の四第一項に規定する行為(以下この章において「銀行代理業務」という。)

銀行代理業務

第五十二條商号
名称又は商号

第五十二條第四十四第一項
銀行代理行為

第五十二條第四十四第二項
銀行代理行為

第五十二條第四十五の二
農林中央金庫法第五十九條の七

銀行代理行為
銀行代理行為

(準備金の範囲)

第十三條 法第六十條の準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第七十六條第一項の規定により積み立てられた準備金

二 特別積立金その他の積立金及び剰余金のうち主務大臣の定めるもの

三 貸倒引当金その他の引当金のうち主務大臣の定めるもの

(募集農林債に關して定めなければならない事項)

第十四條 法第六十五條の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農林債の総額

二 各農林債の金額

三 農林債の利率

四 農林債の償還の方法及び期限

五 利息支払の方法及び期限

六 農林債の債券を発行するときは、その旨

七 農林債の債権者が第三十五條の規定による請求をすることができないこととするときは、その旨

八 各農林債の払込金額(各農林債と引換えに払い込む金額をいう。若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

九 農林債と引換えにする金銭の払込みの期日

十 一定の日までに農林債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、農林債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十一 社債、株式等の振替に關する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けることとするときは、その旨

十二 前号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(募集の場合の振替口座の明示)

第十五條 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該農林債の振替を行うための口座(以下この条及び第十九條において「振替口座」という。)を法第六十五條の二第二項の書面に記載し、又は法第六十五條の四の契約を締結する際に振替口座を農林中央金庫に示さなければならぬ。

(割当金額等の通知期日)

第十六條 法第六十五條の三第二項の政令で定める期日は、法第四十九條の九の期日とする。

(売出しの場合の公告事項)

第十七條 法第六十六條の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売出期間

二 農林債の発行の価額

定及び第二十八條第一項の規定の適用については、法第六十八條第二項中「記録された農林債原簿記載事項」とあるのは「記録された農林債原簿記載事項（当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。）」と、第二十八條第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨」とする。

4 前三項の規定は、農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債については、適用しない。（記名式と無記名式との間の転換）

第三十五條 農林債の債券が発行されている農林債の債権者は、第十四條第七号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の農林債の債券を無記名式とすることを請求することができる。

（農林債の債券の喪失）
第三十六條 農林債の債券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百條に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

2 農林債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六條第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

（利札が欠けている場合における農林債の償還）
第三十七條 農林中央金庫は、農林債の債券が発行されている農林債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される農林債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならぬ。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、農林中央金庫に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならぬ額の支払を請求することができる。

（適用除外）
第三十八條 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債については、第二十二條第一項第四号及び第五号、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項及び第二項、第三十一條第一項、第三十二條第一項並びに第三十四條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第三十九條 この政令における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

2 この政令における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。

（信用秩序の維持を図るため特に必要な事由）
第四十條 法第八十二條第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければならない。
- 二 農林中央金庫が預金及び定期積金（次号において「預金等」という。）の払戻しを停止するおそれがあること。
- 三 農林中央金庫が預金等の払戻しを停止した場合に、他の金融機関の連鎖的な破綻を生じさせることにより、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

（内閣総理大臣から金融庁長官に委任されない権限）
第四十一條 法第八十二條第九項の政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

- 一 法第八十六條の規定による解散の命令
- 二 前号に掲げる命令に係る法第八十九條の規定による通知

（権限の委任）
第四十二條 内閣総理大臣は、この政令による権限を金融庁長官に委任する。

（農林中央金庫の清算人について会社法を準用する場合の読替え）
第四十三條 法第九十五條において農林中央金庫の清算人について会社法第三百八十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同条第一項中「第三百六十四條第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條」とあり、及び同条第二項中「第三百六十四條第四項」とあるのは、「農林中央金庫法第九十五條第四項」と読み替へるものとする。

（農林中央金庫代理業の許可を要しない銀行等の範囲）
第四十四條 法第九十五條の三第一項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 信用金庫及び信用金庫連合会
- 二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百十二号）第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（農林中央金庫代理業について銀行法を準用する場合の読替え）

第四十五條 法第九十五條の三第二項の規定により法第九十五條の四第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二條の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業者」と、「所屬銀行」とあるのは「農林中央金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「農林中央金庫代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九條の三に規定する特定預金等契約」と、「預金者等」とあるのは「預金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二條商号の四十二條第一号	名称
第五十二條第二項第十四項農林中央金庫法第九十五條の二第二項	項第一号

預金又は定期積金等

第五十二條の四十四條第二項

第五十二條の五十一第一項

その所屬銀行又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社

所屬銀行が第二十條第一項及び第二項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二條の二十八第一項及び第五十二條の二十九第一項

所屬銀行の銀行代理業

電磁的記録

電磁的方法

第五十二條第三号から第五号までの五十九の五十九の

第五十二條營業所の六十第一項

2 法第九十五條の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合には、同法の規定

中「預金者等」とあるのは、「預金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法読み替へ読み替える字句の規定	句	られる字	読み替へる字句
第五十二条の三十商号		名称	
第五十二條の四十七項第四号、第五十二條の四十四第一項第一号		定期積金	預金又は定期積金
第五十二條の四十四第二項		等	等
第五十二條の五十電磁的記録	電磁的記録	電磁的記録(農林中央金庫法第十九條の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)	電磁的記録(農林中央金庫法第十九條の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)
第五十二條の五十電磁的記録	電磁的記録	電磁的記録(農林中央金庫法第十九條の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)	電磁的記録(農林中央金庫法第十九條の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)
第五十二條の五十電磁的記録	電磁的記録	電磁的記録(農林中央金庫法第十九條の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)	電磁的記録(農林中央金庫法第十九條の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)
第五十二條の六十營業所	事務所	事務所	事務所

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項
 (農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第四十七條 農林中央金庫代理業者は、法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する同法第三十四條の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第四十八條 法第九十五条の五の規定により金融商品取引法第三十七條の三第一項第一号及び第三十七條の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価(手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）」と読み替へるものとする。

(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定の申請)

第四十九條 法第九十五条の五の七の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所所在地
- 三 役員氏名
- 四 法第九十五条の五の七第二号に規定する協会の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(農林中央金庫電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読替え)

第五十條 法第九十五条の五の十第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合には、同号ホ中「農林中央金庫法」とあるのは「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務(農林中央金庫法第九十五条の五の七に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替へるものとする。

(農林中央金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲)

第五十一條 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 中小企業等協同組合法
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)
- (認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外)
- 第五十二條 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいづれかを受けた者とする。
 - 一 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
 - 二 水産業協同組合法第百十四條の規定による認定
 - 三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六條の五の七の規定による認定
 - 四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の十の規定による認定
 - 五 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定
 - 六 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十條の二十一の規定による認定
- 2 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の

政令で定めるものは、次に掲げる者のいづれかの社員である者とする。

- 一 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
- 二 水産業協同組合法第百十五條に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
- 三 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会
- 四 労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会
- 五 銀行法第二十三項に規定する認定電子決済等代行業者協会
- 六 株式会社商工組合中央金庫法第六十條の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会

(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第五十三條 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいづれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の役員等(法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

認定	業務
農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第百十四條の認定	同法第百十五條に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の八に規定する業務	同法第六條の五の八に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十一の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
銀行法第五十二条の六十一の十九の認定	同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務

株式会社商工組合中央金庫同法第六十条の二十二
庫法第六十条の二十一の規定する業務
認定
(外国法人等である農林中央金庫電子決済等代
行業者に対して法の規定を適用する場合の読替
え)

第五十四条 外国法人又は外国に住所を有する個
人である法第九十五条の五の三第一項に規定す
る農林中央金庫電子決済等代行業者(法第九十
五条の五の九第六項の規定により当該農林中央
金庫電子決済等代行業者とみなされる銀行法第
二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者
(金融サービスの提供に関する法律(平成十二
年法律第一〇号)第十八条第二項の規定により
当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十
一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を
含む)を含む)に対して法の規定を適用する
場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九
十五条の五の十第一項において準用する銀行法
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法読み替える字句
第九十五条の五の
五の十第一項字句
において準用
する銀行法の
規定

第五十二条の氏名 六十一の三第 一項第一号	氏名及び外国に住所を有 する個人にあつては、日 本における代理人の商 号、名称又は氏名
第五十二条の営業所 六十一の三第 一項第三号	国内における営業所 所在地並びに主たる営業 所又は事務所の名称及び 所在地(外国に主たる営 業所又は事務所を有する 場合に限る。)
第五十二条の含む。 六十一の三第 二項第二号	含む)並びに国内にお ける主たる営業所又は事 務所の登記事項証明書 (国内に営業所又は事務 所を有する場合に限る。)
第五十二条の役員 六十一の七第 一項第三号	役員(外国の法令上これ と同様に取り扱われてい る者を含む。)

第五十二条の決定によ
六十一の七第
一項第四号
たとき
次号において同じ)を
受けたとき

破産管
財人
破産管財人(外国の法令
上これと同様に取り扱わ
れている者を含む)

第五十二条のとき
六十一の七第
一項第五号
所又は事務所の清算を開
始したときを含む)

第五十二条の事務所
六十一の八第
一項第四号
事務所の連絡先及び国内
に当該営業所又は事務所
を有しない場合にあつて
は、日本における代表者
又は代理人

第五十二条の営業所
六十一の七第
一項第五号
国内における営業所

第五十二条の
六十一の十七
人であるくは代理人の所在
第二項
場合にあ
つては、
その法人
を代表す
る役員
の所在

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法
律の規定による指定)
第五十五条 法第九十五条の六第一項第二号及び
第四号並びに法第九十五条の八第一項において
準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五
十二条の八十三第三項の政令で定めるものは、
次に掲げる指定とする。
一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一
項の規定による指定
二 次条各号に掲げる指定
(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適
用除外)

第五十六条 法第九十五条の八第一項において準
用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政
令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれか
を受けた者とする。
一 無業法(昭和六年法律第四十二号)第三
十五号の二第一項の規定による指定
二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二
第一項の規定による指定
三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規
定による指定

四 水産業協同組合法第十八条第一項の規定
による指定
五 中小企業等協同組合法第六十九条の第二
項の規定による指定
六 協同組合による金融事業に関する法律第六
条の五の十二第一項の規定による指定
七 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十
八号)第八十五条の十二第一項の規定による
指定

八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定
による指定
九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定
による指定
十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定に
よる指定
十一 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二
号)第四十一条の三十九第一項の規定による
指定

十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定に
よる指定
十三 金融サービスの提供に関する法律第五十
一条第一項の規定による指定
十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定に
よる指定
十五 資金決済に関する法律(平成二十一年法
律第五十九号)第九十九条第一項の規定によ
る指定

(指定紛争解決機関について銀行法を準用する
場合の読替え)
第五十七条 法第九十五条の八第一項の規定によ
り銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準
用する場合においては、同項中「商号」とある
のは、「名称」と読み替えるものとする。

附則 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施
行する。
(農林債券令の廃止)

第二条 農林債券令(大正十二年勅令第三百五十
八号)は、廃止する。
附則 (平成一四年三月二〇日政令第五
三三号)
この政令は、平成十四年四月一日から施行す
る。

附則 (平成一四年二月六日政令第三
六三三号) 抄
第一条 (施行期日)
この政令は、平成十五年一月六日から施
行する。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成一六年二月二八日政令第
四二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年
十二月三十日)から施行する。

附則 (平成一七年六月一日政令第二〇
三三三号) 抄
この政令は、施行日(平成十七年十月一日)
から施行する。
附則 (平成一八年二月三日政令第一九
七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施
行する。

附則 (平成一八年三月二九日政令第八
二二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する
法律(以下「改正法」という。)の施行の日か
ら施行する。

附則 (平成一八年四月二六日政令第一
七九号)
(施行期日)
第一条 この政令は、会社法の施行の日(平成十
八年五月一日)から施行する。
(農林中央金庫法施行令の一部改正に伴う経過
措置)

第二条 農林中央金庫が発行したこの政令の施行
の際現に存する農林債券は、会社法の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律第三百八十八
条の規定による改正後の農林中央金庫法(平成
十三年法律第九十三号)第六十条の農林債とみ
なす。

2 前項の規定により農林債とみなされる農林債
券についての証券取引法等の一部を改正する法
律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十
九年政令第二百三十三号)第十五条の規定によ
る改正後の農林中央金庫法施行令第二十二條第
一項第一号及び第二号の規定の適用については
「第十四条第三号から第五号までに掲げる事項」

「第十四条第三号から第五号までに掲げる事項」

ついてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年五月三〇日政令第一七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

(農林中央金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為)

第二十一条 改正法第八条の規定による改正後の農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号。以下「新農林中央金庫法」という。)第九十五条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

第二十二条 新農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

(新農林中央金庫法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え)

第二十三条 改正法附則第八条第二項の規定により新農林中央金庫法の規定を適用する場合においては、新農林中央金庫法第九十五条の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第八条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

附 則 (令和元年一〇月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第二一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日(令和二年十二月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年六月二日政令第一六二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一月一〇日政令第三〇九号)

この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日政令第一八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。